

R2.3.11 議会運営委員会

森田委員長

ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 意見書案の送付先について

森田委員長

初めに、意見書案の送付先についてである。
1 ページの資料1、意見書案送付先一覧表案をごらんいただきたい。
提出された意見書案は10件である。そのうち1番の「新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書」案は、全ての委員会に関連する内容であるが、主たる内容を所管する危機管理文化厚生委員会へ、2番の「新型コロナウイルスによる感染症対策を求める意見書」案は、危機管理文化厚生委員会、商工農林水産委員会及び産業振興土木委員会に関連する内容であるが、主たる内容を所管する危機管理文化厚生委員会へ、10番の「社会資本の整備促進を求める意見書」案は、総務委員会、商工農林水産委員会及び産業振興土木委員会に関連する内容であるが、主たる内容を所管する産業振興土木委員会へそれぞれ送付することとしている。
以上、意見書案10件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。
なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなすこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

森田委員長

また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会した時点から1時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。

2. その他

森田委員長

最後に、その他で何かないか。

(榎谷総務課長、挙手)

森田委員長

榎谷総務課長、どうぞ。

榎谷総務課長

事務局から2件報告をさせていただく。
まず、1件目である。21ページ、資料2をごらん願う。
議会棟における受動喫煙防止対策については、10月10日の議会運営委員会において、議事堂内の喫煙室は廃止し、敷地内の喫煙場所は屋上とする、実施の時期は、4月1日からをめぐるとするということで御決定をいただいていた。まず、4月1日をめぐっていた実施時期については、現在の議事堂内の喫煙室は3月31日をもって廃止する。また、敷地内の喫煙場所としての屋上の使用は4月1日からとする。

R2.3.11 議会運営委員会

具体的な屋上の喫煙場所は、3階から中央の階段を上ったところとなる。

次に、喫煙場所として屋上を使用するに当たっての注意事項である。

まず、利用者の範囲については、議員及び事務局職員とし、来客等は議員及び事務局職員が同行の場合のみの利用とする。これは、利用方法にも関係するが、議員または職員の目が届かない状態、つまり来客等のみの利用は、防犯、防火等の観点で適当ではないという判断によるものである。このため、屋上の入口の扉については通常は施錠し、喫煙される方は、会派及び事務局に配布した合鍵により開けて利用することとする。なお、来客等に喫煙場所を尋ねられた場合は、本庁舎の喫煙場所を御案内する。

次に、喫煙可能エリアについては、屋上の扉付近の限られたエリアに限定する。これは、防火の観点で屋上に設置する灰皿付近で喫煙するという点と、屋上を歩き回られると屋上に張っている防水シートが傷んでしまうという点、また周囲のビル等から喫煙場所が見えないように目隠しを設置するが、その目隠しされた範囲内で喫煙をしていただくためである。

なお、廃止後の現在の議事堂内の喫煙室については、長年の使用によりにおいや有害な物質が残留していることから、4月以降にクリーニングを行い、また一定期間換気等を行い、その間に次の使用方法を検討したいと考えている。

次に、報告の2件目である。資料はない。開会日の午後に実施した防災訓練についてである。

訓練については、皆様の御協力により円滑に実施することができた。ありがとうございました。実施に当たって、議員の皆様にアンケート用紙をお配りしたが、現在半分以下の回収状況となっている。議会の防災力の向上に生かしたいと考えているので、多くの御意見を願います。御意見なしの場合も、確認のために会派の職員にその旨をお伝え願う。なお、いただいた御意見については、訓練に立ち会った防災士の方の御意見と合わせて整理、検討を行い、6月議会をめぐり御報告したいと考えているので、よろしく願います。

以上である。

森田委員長

何か御質問等はないか。

(なし)

森田委員長

それでは、報告のとおりで 御了承願う。
ほかに何かないか。

(なし)

森田委員長

それでは、協議事項は以上である。

今回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の3月23日月曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。

なお、昨日の本会議の行政報告において、知事は補正予算の検討にもふれられていた。今後、追加の補正予算が提出されることとなったら、速やかに議運を開催し、提案説明、質疑、委員会への付託等の手続について御協議願いたいので、よろしく願います。

R2.3.11 議会運営委員会

本日の常任委員会の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、常任委員会の開会時刻は、午前10時をめどとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。